平成30 年5 月

名誉会員・終身会員・通常会員・永年会員各位

公益社団法人日本食品科学工学会

会長　高野　克己

平成31年度学会賞受賞候補者の推薦について

公益社団法人日本食品科学工学会授賞規程第10 条第2 項の規程に基づき，下記により平成31年度の受賞候補者の推薦を依頼いたします．

記

1． **賞の種類**

　⑴　日本食品科学工学会賞

　　　本会並びに国内外の関連学会における食品科学工学の分野において，特に優秀な研究業績をあげた会員に授与　する．

　⑵　日本食品科学工学会奨励賞

　　　食品科学工学の分野において，優れた研究をなし，今後さらに発展が期待される優秀な業績をあげた会員に授与する．

　⑶　日本食品科学工学会技術賞

　　　食品科学工学の分野において，実用的に高く評価される業績をあげた者，又は共同研究開発者としての複数の　　　者に授与する．

2． **受賞者の資格**

　候補者は**本会会員**であること．

　**平成31年度**奨励賞の候補者は，**平成31年3月31日で満45歳以下の本会会員**であること．

3． **推薦方法**

　受賞候補者の氏名，所属，業績題目，推薦理由及び推薦者の氏名等を別紙推薦書に記入の上，**平成30年8月末日**までに下記の本会事務局に到着するよう送付（FAXは不可）して下さい．

4． **その他**

　⑴　受賞候補者の論文目録・別刷り等は，推薦締切後に直接本人に提出を求めますので，推薦書には添付しないで　下さい．

　⑵　ご不明の点は事務局へお問い合わせ下さい．

　　　　　　　　　　　　　　　　　〒305-8642 茨城県つくば市観音台2-1-12

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 農研機構食品研究部門内

 公益社団法人日本食品科学工学会事務局

 TEL : 029-838-8116

 E-mail : info@jsfst.or.jp

注）授賞規程及び授賞規程内規を次ページに掲載いたします．

公益社団法人日本食品科学工学会授賞規程

　公益社団法人日本食品科学工学会定款第4 条及び細則第12 条の規程に基づき，授賞規程を次のとおり定

める．

（種別）

第1条　本会に日本食品科学工学会功労賞，日本食品科学工学会賞，日本食品科学工学会奨励賞及び日本食

　　品科学工学会技術賞を設ける．

第2条　本会に日本食品科学工学会誌論文賞及びFood Science and Technology Research Awardを設ける．

（日本食品科学工学会功労賞）

第3条　日本食品科学工学会功労賞は，食品科学工学及び本会の発展に顕著な功績のあった者に授与する．

（日本食品科学工学会賞）

第4条　日本食品科学工学会賞は，本会並びに国内外の関連学会における食品科学工学の分野において，特

　　に優秀な研究業績をあげた会員に授与する．

（日本食品科学工学会奨励賞）

第5条　日本食品科学工学会奨励賞は，食品科学工学の分野において，優れた研究をなし，今後更に発展が

　　期待される優秀な業績をあげた会員に授与する．

2　　日本食品科学工学会奨励賞は，原則として，日本食品科学工学会誌及びFood Science and Technology

　Researchに発表された研究業績から選出する．

3　　日本食品科学工学会奨励賞の受賞者の年齢は，授賞の日において満45歳以下とする．

（日本食品科学工学会技術賞）

第6条　日本食品科学工学会技術賞は，食品科学工学の分野において，実用的に高く評価される業績をあげ

　　た者，又は共同研究開発者としての複数の者に授与する．

（日本食品科学工学会誌論文賞）

第7条　日本食品科学工学会誌論文賞は，特に優秀な論文を日本食品科学工学会誌に発表した著者に授与する．

（Food Science and Technology Research Award）

第8条　Food Science and Technology Research Awardは，特に優秀な論文をFood Science and Technology

　　Researchに発表した著者に授与する．

（日本食品科学工学会功労賞の決定）

第9条　日本食品科学工学会功労賞は，理事会において受賞候補者を推薦し，総会において決定する．

（日本食品科学工学会賞，日本食品科学工学会奨励賞及び日本食品科学工学会技術賞の選考及び決定）

第10条　日本食品科学工学会賞，日本食品科学工学会奨励賞及び日本食品科学工学会技術賞は，次の方法に

　　より選考する．

2　　受賞候補者の推薦を，会長から名誉会員，終身会員，永年会員並びに通常会員へ依頼する．

3　　授賞選考委員会は，前項の被推薦者の中から受賞候補者を選考し，授賞の2ヶ月前までに，選考経過及

　 び選考理由を添えて，会長に報告する．

4　　会長は，前項の報告を理事会に提出し，その承認を得て，受賞者を決定する．

（日本食品科学工学会誌論文賞及びFood Science and Technology Research Awardの選考及び決定）

第11条　日本食品科学工学会誌論文賞及びFood Science and Technology Research Awardは，各編集委員会

　　 において授賞論文の選考を行い，理事会の承認を得て，受賞者を決定する．

（授与）

第12条　授賞式は，大会において行い，表彰状及び副賞を授与する．

（補則）

第13条　授賞に要する費用は，本法人の経費を持ってあてる．

第14条　この規程に定められていない授賞に関する事項は，総務委員会において決定する．

第15条　この規程は，平成25 年3 月1 日から施行する．

（平成25 年3 月1 日施行）

公益社団法人日本食品科学工学会授賞規程内規

　公益社団法人日本食品科学工学会授賞規程（以下「授賞規程」という．）第14条の規程に基づき，公益社団

法人日本食品科学工学会授賞規程内規を次のとおり定める．

（受賞候補者の推薦）

第1　授賞規程第10 条第2 項の規定による受賞候補者の推薦依頼は，日本食品科学工学会誌に掲載して依

　 頼することにより行う．

　2　推薦受付の期間は，会誌掲載後2か月以上とする．

　3　受賞候補者の推薦は，受賞候補者推薦書（別記様式1）の提出により行う．

（日本食品科学工学会賞，日本食品科学工学会奨励賞及び日本食品科学工学会技術賞の選考）

第2　授賞選考委員会は，授賞規程第10条第3項に規定する受賞候補者の選考のための資料として，被推薦

　 者に対し，推薦された業績に関する業績書（別記様式2）並びに主要論文の別刷り及びその他参考資料の

 提出を求める．

 2　授賞選考委員会は，必要があると認めるときは，被推薦者に対し，追加資料の提出を求めることがで

　 きる．

 3　受賞候補者の選考の過程において，推薦者の氏名は明らかにしない．

（日本食品科学工学会賞，日本食品科学工学会奨励賞及び日本食品科学工学会技術賞の受賞候補者数）

第3　授賞規程第10 条第3 項の規程による受賞候補者数は，原則として，日本食品科学工学会賞1 名以内，

 日本食品科学工学会奨励賞2名以内，日本食品科学工学会技術賞2 件以内とする．

（日本食品科学工学会誌論文賞の授賞対象）

第4　日本食品科学工学会誌論文賞は，授賞日の前年1 号から同年12 号までの日本食品科学工学会誌に掲

　　載されたものを対象とする．

（Food Science and Technology Research Awardの授賞対象）

第5　Food Science and Technology Research Award は，授賞日の前年1 号から同年6 号までのFood

　　Science and Technology Research に掲載されたものを対象とする．

（日本食品科学工学会誌論文賞の授賞件数）

第6　日本食品科学工学会誌論文賞の授賞は，原則として，毎年2 件とし，受賞者は授賞の対象となる論文

　　の著者とする．

（Food Science and Technology Research Awardの授賞件数）

第7　Food Science and Technology Research Awardの授賞は，原則として，毎年2 件とし，受賞者は授賞

　　の対象となる論文の著者とする．

（平成25 年3 月1 日施行）

（別記様式1）

平成31年度受賞候補者推薦書

平　　成　　年　　月　　日

 公益社団法人　日本食品科学工学会

 授 賞 選 考 委 員 会 殿

|  |  |
| --- | --- |
| 推薦者氏名 |  ㊞ |
| 所属・職名 |  |
| 連 絡 先 |  |
| T E L |  |
| F A X |  |
| E-mail |  |

 □　日本食品科学工学会賞

 □　日本食品科学工学会奨励賞

 □　日本食品科学工学会技術賞（該当する賞一つに×，〇印をつけて下さい．）

授賞候補者として下記のとおり推薦します．

記

1． 受賞候補者

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　　名 |  |
| 所属・職名 |  |
| 連 絡 先 |  |
| T E L |  |
| F A X |  |
| E-mail |  |

2．業績題目

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

3． 推薦理由（400字程度）

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |